

国民健康保険税額を算定する税率が変わります！

【主な改正点】

今回の改正で資産割を廃止する方向でしたが、今般のコロナウイルス感染症拡大の影響に伴う所得の減少、及び現時点ではコロナ禍の終息が見通せないことから、被保険者への影響を少なくするとともに、資産割廃止による国民健康保険税負担の急激な変化を回避するため、資産割廃止ではなく現行の半分としました。

【税率変更】

区 分		新税率	増 減
医 療 分	所得割	5.45%	0.35%
	資産割	6.00%	△ 6.00%
	均等割	24,000 円	500 円
	平等割	17,000 円	—
後期高齢者 支 援 金 分	所得割	2.50%	—
	資産割	0.65%	△ 0.65%
	均等割	10,000 円	—
	平等割	7,000 円	—
介 護 分	所得割	2.10%	—
	資産割	1.80%	△ 1.80%
	均等割	11,000 円	500 円
	平等割	5,000 円	—

※国民健康保険税の納税通知書の発送は7月中旬になります。

新型コロナウイルス感染症の影響により、 次の要件を満たす方は、国民健康保険税が減免になります

【減免の対象となる保険税】

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日。）が定められている国民健康保険税に適用する。

【国民健康保険税の減免の対象となる方】

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った世帯の方

→ 国民健康保険税を全額免除

②新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少^(※)が見込まれる方

→ 国民健康保険税の一部を減額

(※) 国民健康保険税が一部減額される具体的な要件

世帯の主たる生計維持者について

(1) 事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、令和2年に比べて10分の3以上減少する見込みであること

(2) 令和2年の所得の合計額が1000万円以下であること

(3) 収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和2年の所得の合計が400万円以下であること

注：申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

○国民健康保険税の減免額は、減免対象保険税額（A × B / C）に減免割合（D）をかけた金額です。

減免対象の保険税額（A × B / C）

A：世帯の被保険者全員について算定した保険税額

B：世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和2年の所得額

C：主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和2年の合計所得金額

合計所得額に応じた減免割合（D）

300万円以下の場合：全部（10分の10）

400万円以下の場合：10分の8

550万円以下の場合：10分の6

750万円以下の場合：10分の4

1000万円以下の場合：10分の2

◇主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、令和2年の合計所得にかかわらず、対象保険税の全部を免除。

●ご自身が減免の対象になるか、申請に必要な書類等の詳細については、町民税務課にお問い合わせください。

ホームページにも関連情報を掲載しております。HP：www.town.minamiechizen.lg.jp/

■問合せ 町民税務課 TEL 0778-47-8014